右の者に対する道路交通法違反、道路運送車両法違反、自動車損害賠償保障法違反被告事件(昭和五七年(あ)第四九六号)について、昭和五七年六月二二日当裁判所がした上告棄却決定に対し、申立人から裁判の解釈を求める申立があつたが、上告を棄却した最高裁判所は、刑訴法五〇一条に定める刑の言渡をした裁判所ではないから、本件申立は不適法である。

よつて、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主文

本件申立を棄却する。

昭和五七年九月二一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷	П	正	孝
裁判官	团	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	中	村	治	朗